

# 青森県報

第二千六百八十五号

平成十八年  
九月二十七日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

- 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施… (防災消防課) … 一
- 家畜体内受精卵移植講習会の開催… (畜産課) … 二
- 公有水面埋立て工事のしゅん功認可… (漁港漁場整備課) … 三

### 公 告

- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告… (県民生活文化課) … 三
- 土地改良区の定款変更の認可… (農村整備課) … 三
- 県有地の売却に係る一般競争入札… (港湾空港課) … 四
- 開発行為に関する工事の完了… (建築住宅課) … 四
- 建設業者の許可の取消し… (中南地域県民局) … 四
- 右 同… (三八地域県民局) … 五
- 右 同… (同) … 五
- 右 同… (同) … 五
- 右 同… (同) … 五
- 公安委員会… (同) … 六

警備員指導教育責任者講習(新規取得講習)の実施…

(生活安全企画課) … 六

### 正 誤

平成十八年三月三十一日号外第三十五号議事中…

(議事事務局総務課) … 八

## 告 示

青森県告示第七百三十三号

消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十七条の十に規定する工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施するので、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第三十三条の十七第三項の規定に基づき工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目(平成十六年消防庁告示第二十五号)第四の一の規定により公示する。

平成十八年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

### 一 講習区分並びに日時及び場所

1	消火設備講習(第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士)	日	時	場 所
		平成十八年十一月七日		八戸市東白山台一丁目の一
		午前九時から午後五時まで		ウエルサンピア八戸
		平成十八年十一月十三日		青森市本町五丁目五の二一
		午前九時から午後五時まで		青森県農業共済会館

### 2 警報設備講習(第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士)

日	時	場 所
平成十八年十一月八日		八戸市東白山台一丁目の一
午前九時から午後五時まで		ウエルサンピア八戸

平成十八年十一月十四日  
午前九時から午後五時まで  
青森市本町五丁目五の二一  
青森県農業共済会館

3 避難設備・消火器講習(第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第六類の乙種消防設備士)

日	時	場 所
平成十八年十一月九日 午前九時から午後五時まで		八戸市東白山台二丁目一の一 ウエルサンピア八戸
平成十八年十一月十五日 午前九時から午後五時まで		青森市本町五丁目五の二一 青森県農業共済会館

二 受講対象者

- 1 消防設備士免状の交付を受けた日から二年を経過していない者
  - 2 前回の講習を受けた日から五年を経過していない者
  - 3 1及び2以外の者であつて講習を受講していないもの
- 三 受講申請書の受付期間

講 習 場 所	受 付 期 間
八戸市東白山台二丁目一の一 ウエルサンピア八戸	平成十八年十月十日から 同月二十七日まで
青森市本町五丁目五の二一 青森県農業共済会館	平成十八年十月十六日から 同年十一月二日まで

四 受講申請書の提出先

郵送の場合は、受付締切日の消印のあるものまで有効とする。  
 受講申請書の提出先  
 青森市中央三丁目二〇の一 青森県警察本部交通管制センター二階  
 社団法人青森県消防設備保守協会

五 受講手数料

受講手数料は、講習種別ごとに七千円に相当する額の青森県収入証紙を受講申請書欄にちよつ付(消印しないこと。)して納入すること。

六 その他

受講に関して不明な点があるときは、社団法人青森県消防設備保守協会(電話〇一七・七三三・五一〇〇)へ問い合わせること。

青森県告示第七百四号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱(昭和五十六年十二月青森県告示第五十七号)第二条第二項の規定により告示する。

平成十八年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催期間

平成十八年十一月七日から同月二十八日まで(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)

二 開催場所

青森県農林総合研究センター畜産試験場(上北郡野辺地町)

三 講習人員及び受講対象者

十五人以上。ただし、牛について家畜人工授精師の免許を有する者及び家畜人工授精講習会修業試験に合格した者に限る。

四 対象家畜

牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に係る書類を添えて平成十八年十月二十日までに所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長又は農林水産事務所家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所又は農林水産事務所家畜保健衛生所で交付する。

2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課、所轄の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所又は農林水産事務所家畜保健衛生所に問い合わせること。

青森県告示第七百五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十七年一月二十五日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十八年九月二十日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日まで三沢市役所に備え置いて閲覧に供される。

平成十八年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一  
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一  
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

三沢市大字三沢字浜通八八三の四の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び 〃の地点と 〃の地点を結ぶ線により囲まれた区域

の地点 三沢港内東防波堤灯台（北緯四〇度四〇分四二秒、東経一四一度二六

分三六秒）から三二五度一〇分六〇二・〇メートルの地点

の地点 〃の地点から二五五度〇〇分二二〇・〇メートルの地点

の地点 〃の地点から三四五度〇〇分二二・七メートルの地点

の地点 〃の地点から七五度〇〇分二二〇・〇メートルの地点

3 面積

一、五二四平方メートル

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十八年九月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森県保育文化振興協会

三 代表者の氏名

佐藤 和義

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字堀越字柳元二九三

五 定款に記載された目的

この法人は、福祉サービス提供事業者等に対して、福祉サービスの質の向上に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、赤沼土地改良区の定款の変更を平成十八年九月十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十八年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項  
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積
八戸市豊洲三の一八	雑種地	三、三〇五・八九平方メートル

二 予定価格

五千八百八十四万四千八百四十二円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市豊洲三の一八

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 東棟六階A会議室

2 日時

平成十八年十月十三日 午前十時十五分

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。

指定する用途

保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地、港湾交流施設用地、港湾文化施設用地、情報通信施設用地、国際業務施設用地及び以上に付随するものとする。

3 平成十八年十月六日午前十一時から、八戸市豊洲三の一八において現場説明を行う。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十八年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（丁区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
平川市町居南田七八の七、七八の二〇及び七九の五	平川市町居南田七八の七 水木 せつ子

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社内山建材

二 代表者の氏名 内山 進

三 主たる営業所の所在地 平川市唐竹葎原四の一

四 許可番号 青森県知事許可(般・一四)第一六一五三号

五 取消年月日 平成十八年九月十一日

六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年九月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 朝日技研株式会社

二 代表者の氏名 月館 順一

三 主たる営業所の所在地 八戸市石堂三丁目一の一の六

四 許可番号 青森県知事許可(般・一六)第一七〇六二号

五 取消年月日 平成十八年九月八日

六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年八月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 甲子建設株式会社

二 代表者の氏名 松橋 修

三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館二丁目二〇の二

四 許可番号 青森県知事許可(般・一七)第一五〇八〇号

五 取消年月日 平成十八年九月八日

六 取消しに係る建設業の許可  
土木、とび・土工、ほ装、しゅんせつ、造園、水道施設工事業に係る一般建設業

の許可

平成十八年八月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 沢田建具工業株式会社

二 代表者の氏名 沢田 一

三 主たる営業所の所在地 八戸市大字長苗代字元木一四

四 許可番号 青森県知事許可(般・一七)第七五二二号

五 取消年月日 平成十八年九月八日

六 取消しに係る建設業の許可  
建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年九月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 穂積建設工業株式会社

二 代表者の氏名 石亀 順大

三 主たる営業所の所在地 八戸市売市三丁目一の一六

四 許可番号 青森県知事許可（特・一四）第九九九号

五 取消年月日 平成十八年九月八日

六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年八月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公安委員会

青森県公安委員会告示第九十六号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等

に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第二條の規定により公示する。

平成十八年九月二十七日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

講習の区分、実施期間等

講習の区分	実施期間	実施時間
法第二條第一項第一号に規定する警備業務に係る新規取得講習（以下「一号新規取得講習」という。）	平成十八年十一月六日（月）から同月十五日（水）までの八日間（土曜日及び日曜日を除く。）	午前九時から午後四時まで
法第二條第一項第二号に規定する警備業務に係る新規取得講習（以下「二号新規取得講習」という。）	平成十八年十一月二十七日（月）から同月二十四日（月）までの六日間（土曜日及び日曜日を除く。）	午前九時から午後四時五十五分まで

二 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

三 受講定員

各講習三十人（予定）

四 受講対象者

受講申込み日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三條の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和

六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。(第一条第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。))に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。))に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

五 受講申込みの手続き

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間及び受付時間

講習の区分	受付期間	受付時間
一号新規取得講習	平成十八年十月十一日(水)から同月十七日(火)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)	午前九時から午後五時までの間
二号新規取得講習	平成十八年十月二十三日(月)から同月二十七日(金)までの間	午前九時から午後五時までの間

(二) 受付の締切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

次に掲げる区分により申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所を管轄する警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

(二) 青森県外に住所を有する者は、青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込み方法

五の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチ

メートルの写真一葉をはり付けること。)(一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 四の1に該当する者は、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。))及び履歴書

(二) 四の2に該当する者は、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し

(三) 四の3に該当する者は、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 四の4に該当する者は、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し

(五) 四の5に該当する者は、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

次の講習の区分に応じた受講手数料を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

(一) 一号新規取得講習 四万七千円

(二) 二号新規取得講習 三万八千円

六 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

七 その他

1 講習終了後、修了審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

八 受講申込みに関する問い合わせ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話〇一七・七二三・四二一一 内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

正

誤

平成18年 号外第三五号	発行年月日 号
議会訓令	区 分
第一号	番 号
一 一	ペ ー ジ
下	段
後ろから一	行
規則	誤
訓令	正

議会事務局総務課

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一  
銭